

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針

1. 目的

この方針は、八街市協働のまちづくり指針に基づき、本市がめざす将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を実現するために、少子高齢化・人口減少社会に対応したまちづくりを市民と共に取り組むため、その基礎となる「(仮称)八街市協働のまちづくり条例」及び「(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画」の策定に関し基本的な事項を定め、円滑な策定事務の推進を図ることを目的とする。

2. 条例制定時期・推進計画期間等

条例の制定時期については、平成29年3月末を目途に原案を策定し、平成29年6月から施行する。

推進計画の計画期間については、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標とする5ヶ年計画とする。また、推進計画は、平成29年3月末までに策定し、同年4月から計画事業を実施する。

3. 庁内体制

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部を設置するほか、庁内協力体制を整備する。

策定本部は別に定める策定本部会、策定委員会をもって構成する。

また、非常勤特別職として、八街市協働のまちづくり推進員を専門委員として設置し、助言・指導を受けながら条例・推進計画を策定する。

4. 策定方法

- (1) 条例及び推進計画の策定手順については、先に推進計画における取組内容について計画したうえで、その推進計画の取組内容を実施するために必要なルールを条例として定めるといった手順で策定する。
- (2) 条例及び推進計画の策定にあたっては、広く職員を参画させ、計画づくりの共通認識の醸成に努めるものとする。
- (3) 条例及び推進計画の策定に関しては、行政担当者による検討にとどまらず、広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により条例及び推進計画策定過程における市民参画を積極的に促進するものとする。
 - ・八街市協働のまちづくり推進協議会からの意見聴取
 - ・パブリックコメント手続きの実施
 - ・庁内各課等の意見及び職員からの意見聴取

(4) 条例及び推進計画の概要及びその策定における重要事項については、「広報やちまた」をはじめとする利用可能な情報伝達手段を用いて、広く市民に公表し、意見を求めるものとする。

5. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平成28年 6月 1日：八街市庁議議決事項)

(平成28年12月 6日：八街市庁議議決事項)

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定体制

